

長野県市町村合併構想（案）

長 野 県

目 次

◎ 構想策定の趣旨	1
I 市町村の現況及び将来の見通し	
1 全国的な市町村を取り巻く環境の変化	2
(1) 地方分権の進展	2
(2) 人口減少・少子高齢社会の進行	2
(3) 広域的な行政需要の増大	3
(4) 国・地方を通じた厳しい財政状況	3
2 長野県における市町村の現況及び将来の見通し	4
(1) 人口及び高齢化の今後の見通し	4
(2) 日常生活圏の状況	6
(3) 行財政運営の状況	7
ア 本県市町村の行政運営の状況	8
イ 本県市町村の財政運営の状況	10
II 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項	
1 県内における市町村合併の状況	14
2 自主的な市町村合併の必要性	16
(1) 市町村の望ましい姿	16
(2) 市町村合併の必要性	16
3 県の役割等に関する基本的な考え方	17
(1) 本県の状況	17
(2) 県の基本姿勢	17
III 構想対象市町村の組合せ	
1 構想対象市町村の組合せに係る基本的考え方	19
(1) 構想策定に係る考え方	19
(2) 組合せに係る考え方	19
2 構想対象市町村の組合せ	19
IV 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置	
1 県の役割及び必要な措置についての考え方	20
2 具体的な措置の内容	20
(1) 長野県市町村合併支援方針の策定	20
(2) 新長野県市町村合併支援本部の設置	20
(3) 新長野県市町村合併支援プランによる支援	20

○ 構想策定の趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号）の下、本県市町村数は、平成 11 年 3 月から平成 18 年 3 月末までの間に 120 から 81 に再編されたが、依然として小規模町村が多数残るなど、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況にある。

地方分権の進展や人口減少・少子高齢社会の進行、また広域的な行政需要の増大、さらに厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境は一層厳しさを増しつつあり、住民に最も身近な自治体である市町村は、これらの変化に対応し、地域経営の主役として自らの責任のもとで、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上していくため、行財政基盤の強化が求められている。

こうした中、国においては、引き続き市町村の自主的な合併を推進するため、平成 17 年 4 月に、平成 22 年 3 月末を期限とする「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号。以下、「合併新法」という。）を制定し、各都道府県において、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定することとした。

本県においては、平成 19 年 4 月に「長野県市町村合併審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、平成 20 年 2 月までに 4 回の審議会を開催し、市町村を取り巻く状況や、市町村の望ましい姿、市町村合併の必要性、県の役割等に関する審議を行ってきた。

この構想は、合併新法に基づき、こうした審議会でのご意見をお聴きしながら策定したものである。

なお、県では、構想策定に先立ち、4 回の審議を踏まえ、平成 20 年 2 月 22 日に「長野県市町村合併支援方針」（以下、「支援方針」という。）を定めるとともに、知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」を同日付けで設置。さらに、平成 20 年 3 月 28 日には、県の具体的な支援策として「新長野県市町村合併支援プラン」（以下、「支援プラン」という。）を策定するなど、合併に向けた市町村の取組に対し全庁あげて支援する体制・環境を整備したところである。

今後、県としては、本構想に基づき、支援方針、支援プランにより、合併に向けた取組の各段階に応じ、更なる合併に向けて積極的に支援するものである。

I 市町村の現況及び将来の見通し

1 全国的な市町村を取り巻く環境の変化

(1) 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係は、対等・協力を基調とする新しい関係へと転換された。地方分権の時代を迎え、住民に最も身近な市町村には、自己決定・自己責任の原則に基づき、住民とのパートナーシップのもと、個性豊かな地域社会を築いていくことが求められることとなった。

この地方分権の流れをさらに加速させるべく、平成19年4月に地方分権改革推進法が施行された。国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体自らの判断と責任における行政運営の促進を図ることとされており、今後予定される新たな地方分権一括法の制定に向け、地方の自主性、自由度がさらに高まる改革となることが望まれる。

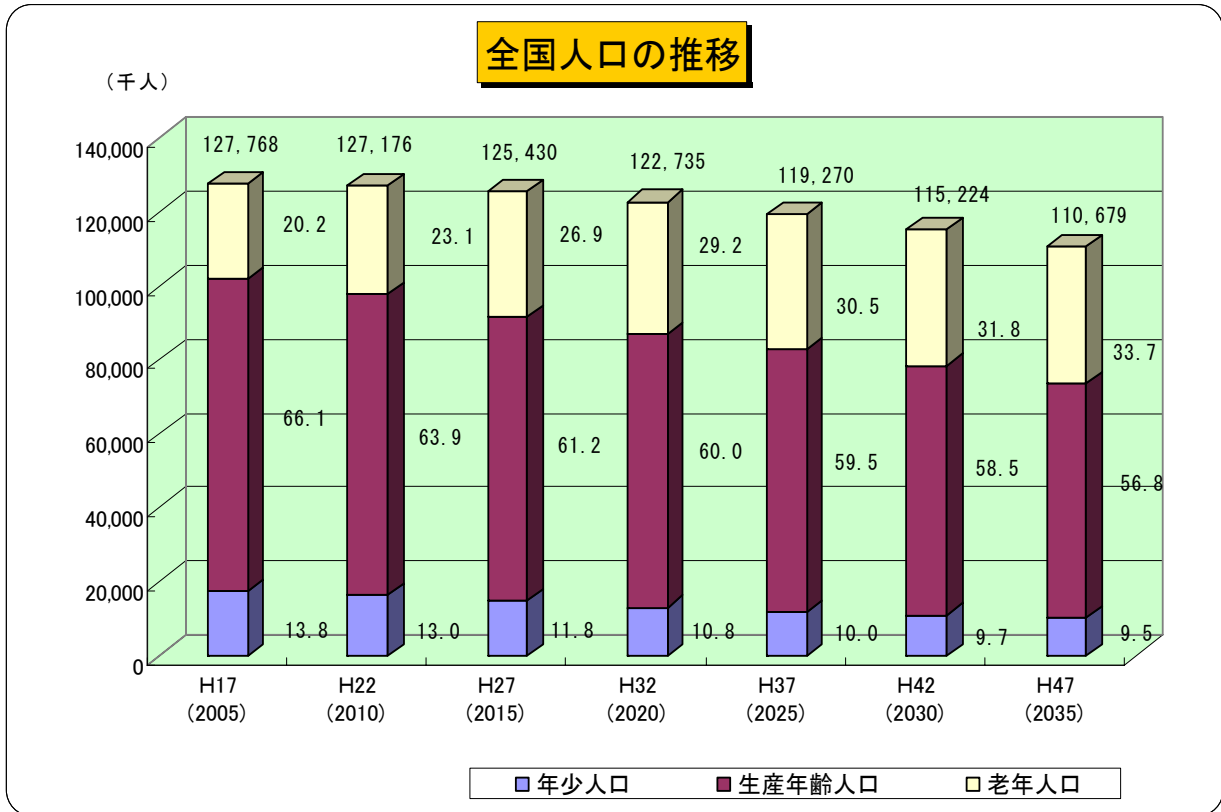
こうした動きに伴い、市町村が果たすべき役割はますます大きくなり、地方行政の中心的な役割を担っていくものと考えられ、地方分権の受け皿として、行政運営の効率化や権限移譲に対応しうる組織となるなど、地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化が求められている。

(2) 人口減少・少子高齢社会の進行

我が国の総人口は、平成17年では1億2,777万人であったが、平成47年には1億1,068万人まで減少し、平成17年と比較すると13.4%減少するものと推計される。

年齢区分別で見ると、14歳以下の年少人口の割合は、平成17年の13.8%が、平成47年では9.5%と10人に1人を割る一方で、65歳以上の老年人口の割合は、20.2%が33.7%へ増加し、およそ3人に1人が65歳以上という高齢社会が到来するものと見込まれている。

少子化による人口の減少と高齢化の進行は、税収の減少、福祉・医療といった社会保障関係費の増大など市町村財政の負担増に繋がることが想定される。



日本の将来推計人口 (平成 18 年 12 月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 広域的な行政需要の増大

道路、鉄道などの交通網の発達や自動車の普及、電話、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、人々の日常生活や経済活動の範囲は拡大している。これに伴って、市町村の区域を越えた行政需要が増大しており、多様化・広域化する住民ニーズに対応し、例えば、隣接市町村と連携した土地利用の検討、観光施策、地域振興策など、広域的視点での地域づくりが必要となっている。

(4) 国・地方を通じた厳しい財政状況

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められている。各自治体はコスト意識を持って事務・事業に取り組むとともに、職員の人件費の削減、事業の見直し等、更なる行政改革の推進と地方分権の受け皿となり得る市町村の行財政基盤の強化が課題となっている。

2 長野県における市町村の現況及び将来の見通し

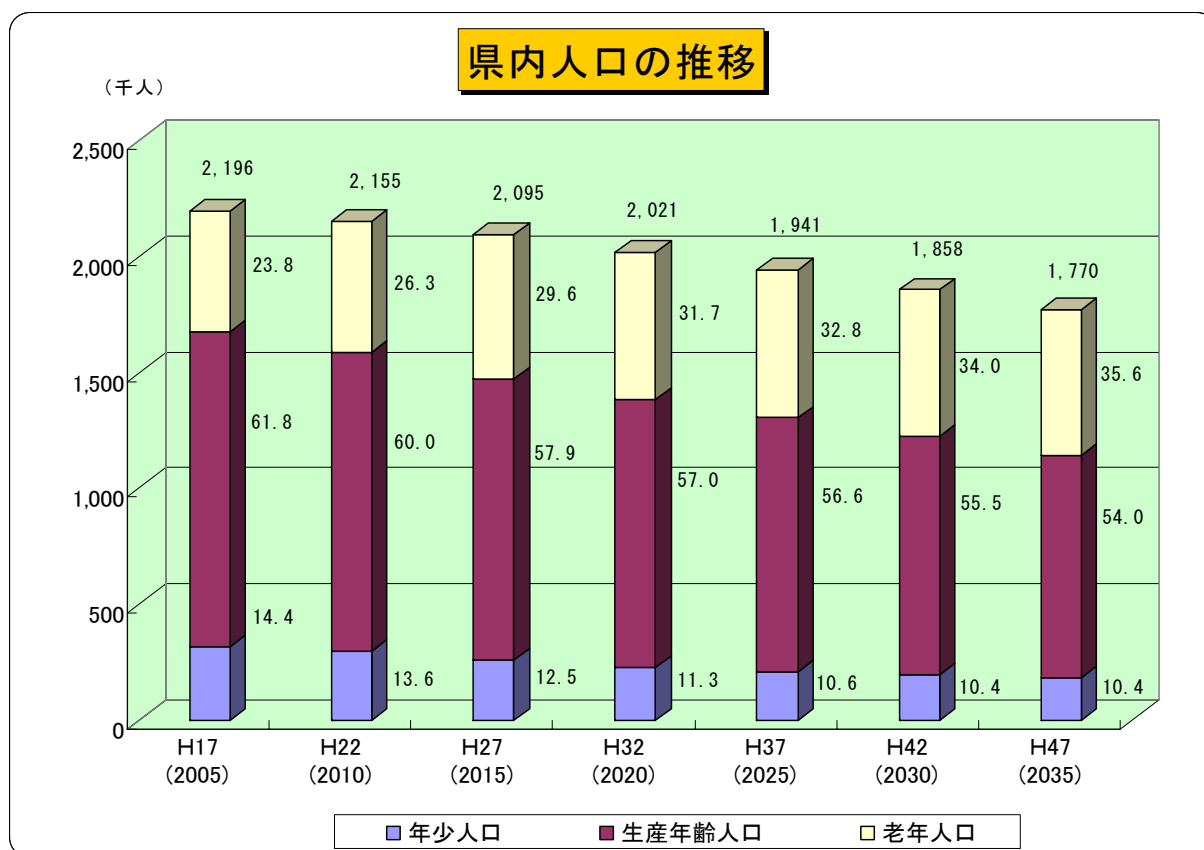
(1) 人口及び高齢化の今後の見通し

長野県の総人口は、平成17年で219万人、うち年少人口（15歳未満）は、14.4%、生産年齢人口（15歳から64歳）は61.8%、老年人口（65歳以上）は23.8%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成47年の総人口は177万人とされ、平成17年との比較では20%程度減少する一方、逆に老年人口はおよそ20%の増加となる。全人口に占める老年人口の割合は35.6%（全国：33.7%）となり、本県の高齢化は全国を上回る水準で進んでいくものと予想される。

県内市町村別の推計では、平成17年と平成42年を比較して、10%以上人口が減少する市町村は、52市町村となっている。また平成42年には、老年人口が30%を超える市町村は65市町村となっており、さらに、人口1万人未満のいわゆる小規模町村では46町村中42町村で老年人口が30%を超え、その半数の21町村で40%を超える状況となっている。

人口減少・少子高齢化の進行は、特にこうした小規模町村にとって、行財政運営や地域社会の維持などにおいて、より一層厳しい状況をもたらすものと見込まれる。

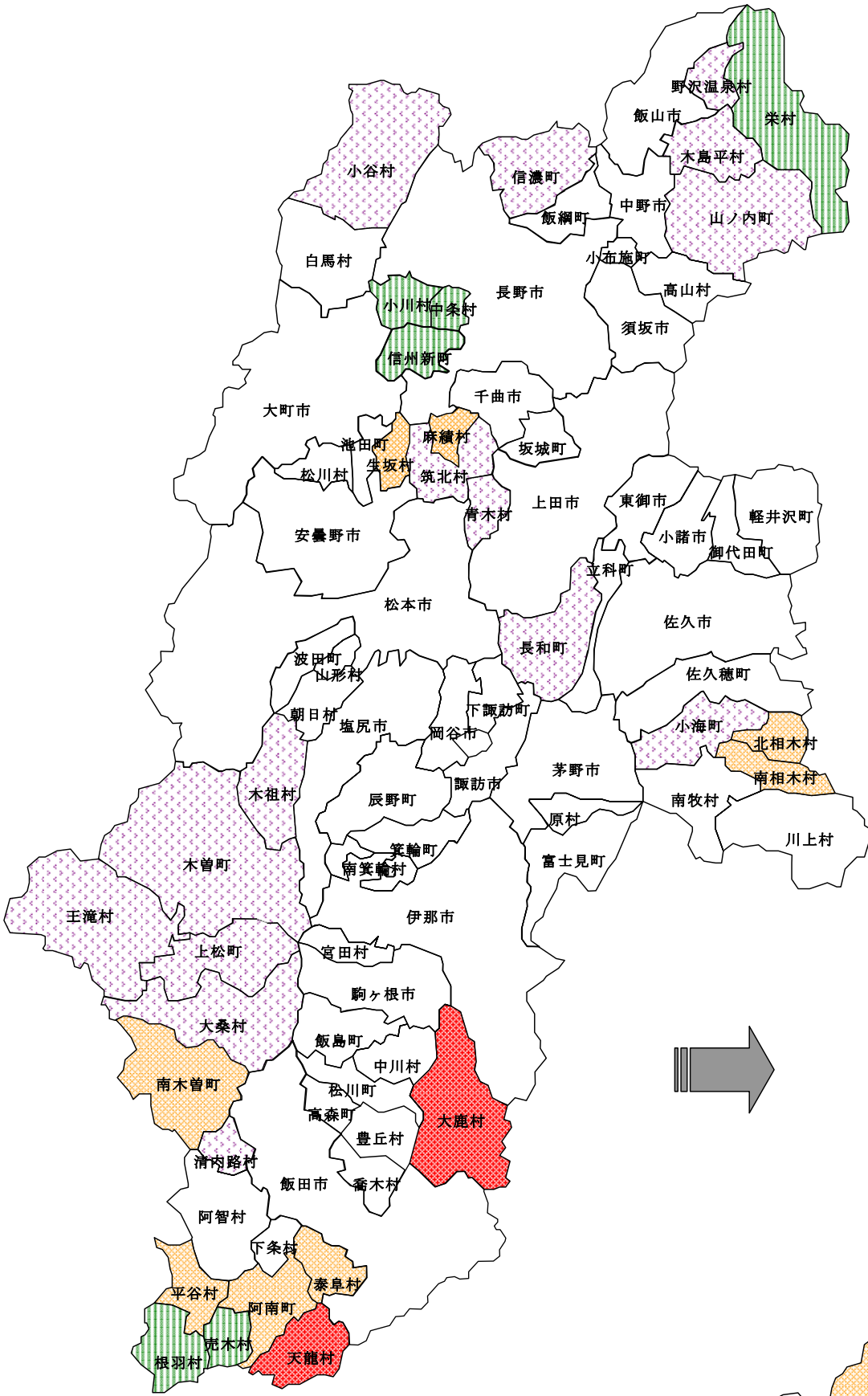


都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）

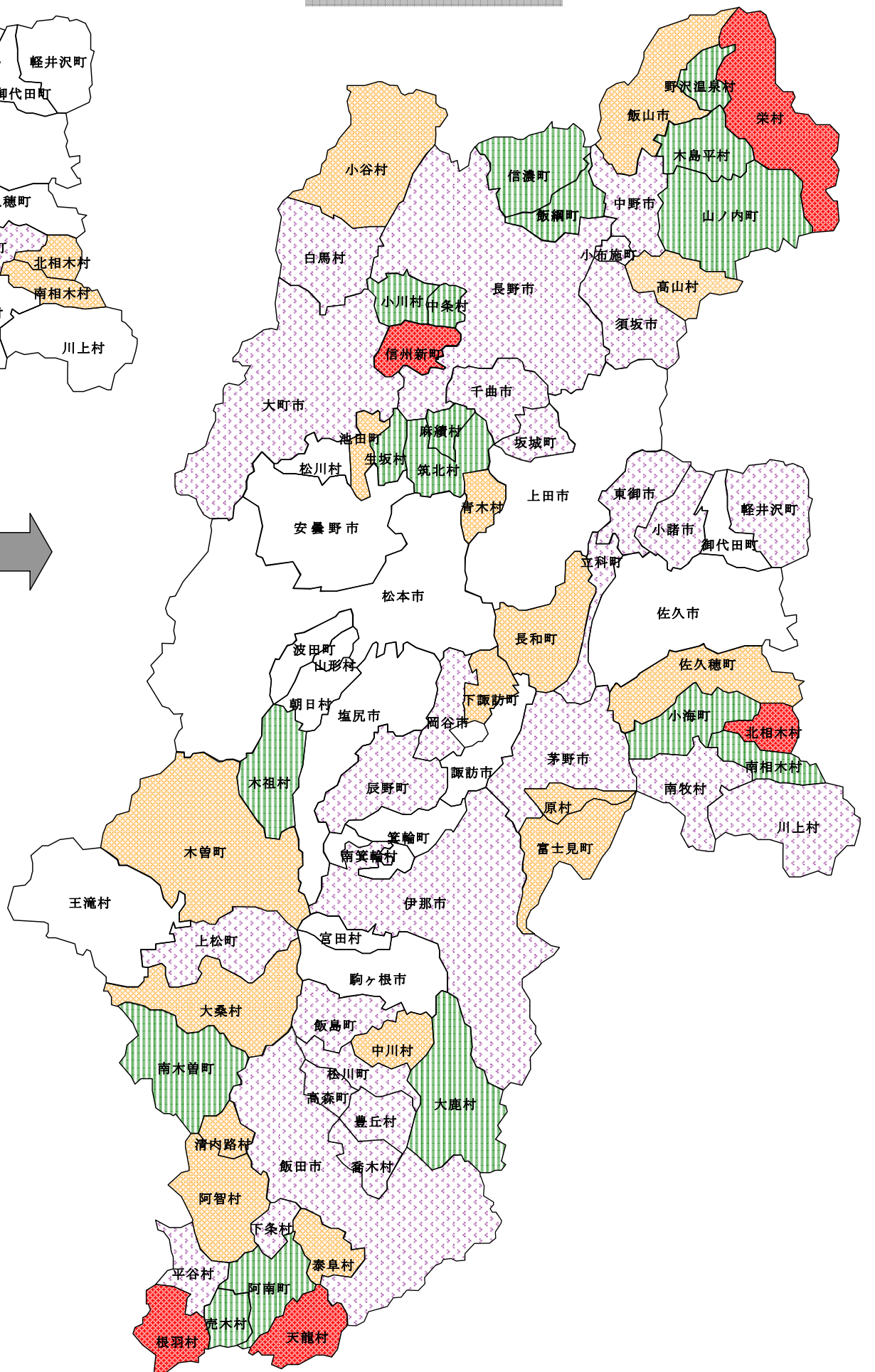
（国立社会保障・人口問題研究所）

老年人口割合の推移

H17 老年人口割合



H42 老年人口割合



	: 30%~35%未満
	: 35%~40%未満
	: 40%~45%未満
	: 45%以上

市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）
（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 日常生活圏の状況

日常生活圏の状況と市町村事務の共同処理に係る以下の 13 指標について、直近のデータに基づき調査を行った。さらに個々の指標による結びつきの状況を総括的・客観的に分析するため、クラスター分析*を行い、県内市町村の一体性・類似性の傾向を把握した。

- クラスター分析：個々の指標を用いて、似ているもの同士を同じグループに分類する手法。クラスターとは集団、群などを意味する。

I 日常生活圏

指標名	出典資料
通勤圏 I (10%以上)	平成 17 年 国勢調査
通勤圏 II (20%以上)	平成 17 年 国勢調査
通学圏 I (10%以上)	平成 17 年 国勢調査
通学圏 II (30%以上)	平成 17 年 国勢調査
通院圏 I (10%以上)	平成 12 年長野県患者調査
通院圏 II (30%以上)	平成 12 年長野県患者調査
商圏 I (15%以上)	平成 18 年度長野県商圏調査
商圏 II (30%以上)	平成 18 年度長野県商圏調査

II 市町村事務の共同処理区域

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

指標名	出典資料
広域連合の設置区域	県市町村課調べ
ごみ処理の区域	県市町村課調べ
し尿処理の区域	県市町村課調べ
消防事務の処理区域	県市町村課調べ
介護認定審査事務の処理区域	県市町村課調べ

交通網の発達や自動車の普及、情報ネットワークの整備などにより、通勤圏、通学圏等の日常生活圏は、市町村の行政区域を越えた圏域が形成されており、またその圏域は拡大している状況にある。その一方で、圏域の拡がりに伴い、周辺の小規模町村においては、公共的施設等が消滅もしくは遠隔化しつつあるといった問題も指摘されている。

こうした点を踏まえ、市町村においては、多様化、複雑化する住民ニーズに対する的確な対応や、市町村の区域を越えた広い視点に立った地域づくりが求められている。

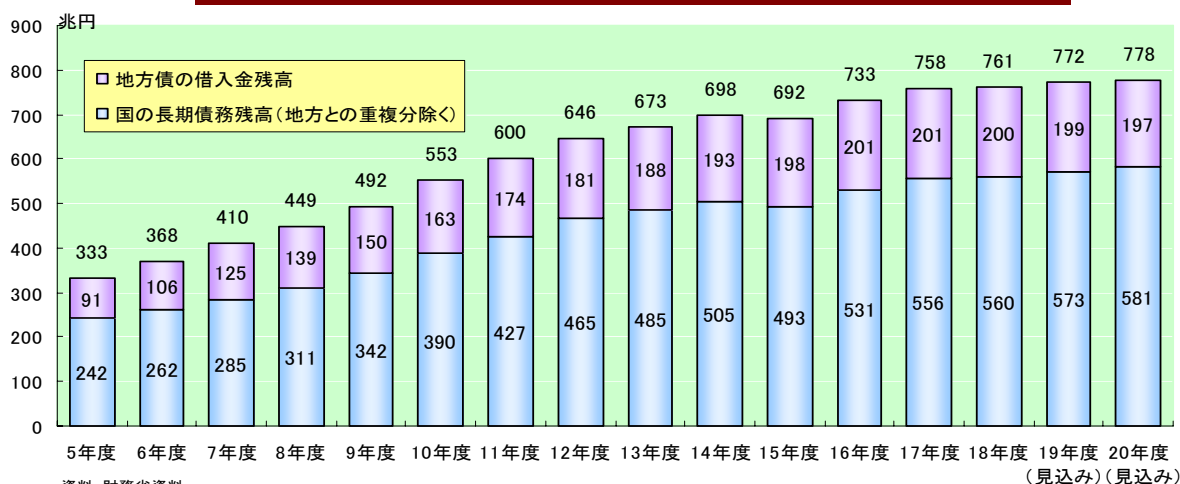
(3) 行財政運営の状況

平成 20 年度末における国と地方を合わせた長期債務残高見込みは、約 778 兆円に達するなど、国と地方は極めて厳しい財政状況にある。こうした中、平成 16～18 年度の 3 年間に実施された「三位一体の改革」では、国庫補助金、税源移譲、地方交付税を含めた税財源配分の見直しに係る一体的な改革が行われた。

この結果、地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成 15 年度と平成 19 年度を比較すると、全国ベースで 6 兆円を超える削減が図られ、本縣市町村分では 500 億円に及ぶ削減となり、市町村の行財政運営は厳しい状況となっている。特に交付税依存傾向が強い小規模町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。

地方分権時代を迎え、自らの責任で持続的な地域経営を担っていくためには、行財政改革の計画的かつ着実な推進により、強固な行財政基盤を確立していくことが喫緊の課題となっている。

国及び地方財政の借入金残高の状況



地方交付税と臨時財政対策債の総額

年度		H15	H16	H17	H18	H19
(億円、%)						
全 国		239,389	210,766	201,210	188,145	178,327
対 H15	金額	—	▲28,623	▲38,179	▲51,244	▲61,062
	比率	100	88.0	84.1	78.6	74.5
(百万円、%)						
本縣市町村分		303,931	280,212	277,626	264,607	253,060
対 H15	金額	—	▲23,719	▲26,305	▲39,324	▲50,871
	比率	100	92.2	91.3	87.1	83.3

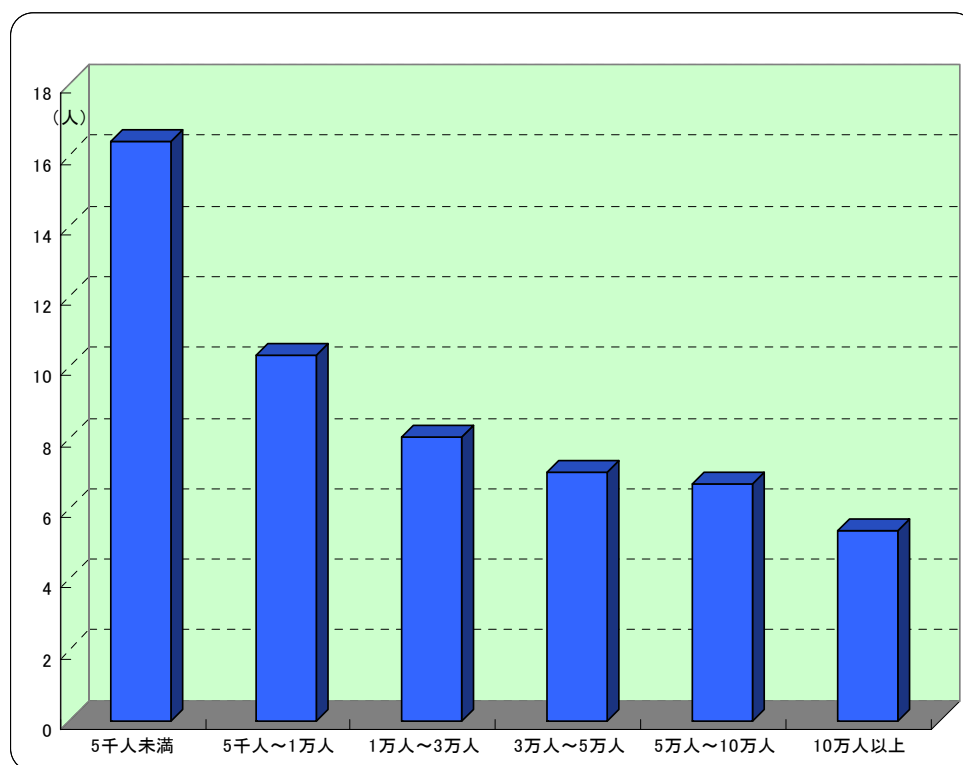
ア 本縣市町村の行政運営の状況

人口千人当りの一般行政職員数

人口千人当りの一般行政職員数をみると、人口1万人未満の団体を境に職員数が多くなり、5千人未満の団体の職員数は16.4人と、人口10万人以上の団体の約3倍となっている。人口規模が増えるにつれて人口千人当りの職員数は低下している。

(単位:人)

人口規模	一般行政職員数	人口千人当り職員数
10万人以上	1,131	5.4
5万人～10万人	455	6.7
3万人～5万人	264	7.0
1万人～3万人	123	8.0
5千人～1万人	69	10.4
5千未満	36	16.4



※職員数は、平成19年度定員管理調査（平成19年4月1日現在）における一般行政職員数

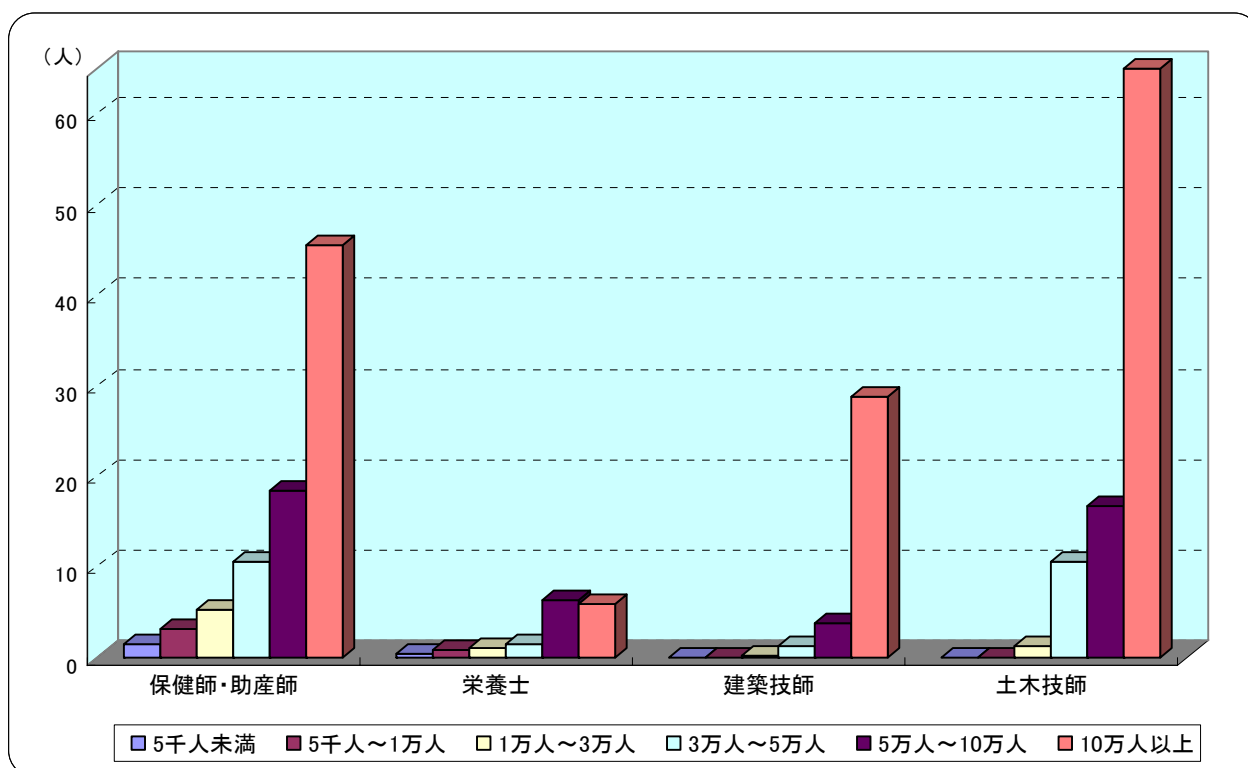
※数値は、各人口規模に含まれる団体の一般行政職員数の単純平均値

専 門 職 員 の 配 置 状 況

「保健師・助産師」をみると、人口10万人以上では平均45.5人の職員が配置されているが、人口5千人未満の団体では平均1.4人ととどまっている。また人口1万人未満の団体にあつては、栄養士や建築技師など1人に満たない状況にある。人口規模が大きくなるにつれて専門職員が多く配置されている状況にある。

(単位:人)

人口規模	保健師・助産師	栄養士	建築技師	土木技師
10万人以上	45.5	6.0	28.8	69.3
5万人～10万人	18.4	6.3	3.8	16.8
3万人～5万人	10.6	1.4	1.2	10.6
1万人～3万人	5.3	1.1	0.1	1.3
5千人～1万人	3.2	0.8	0.0	0.1
5千人未満	1.4	0.5	0.0	0.0



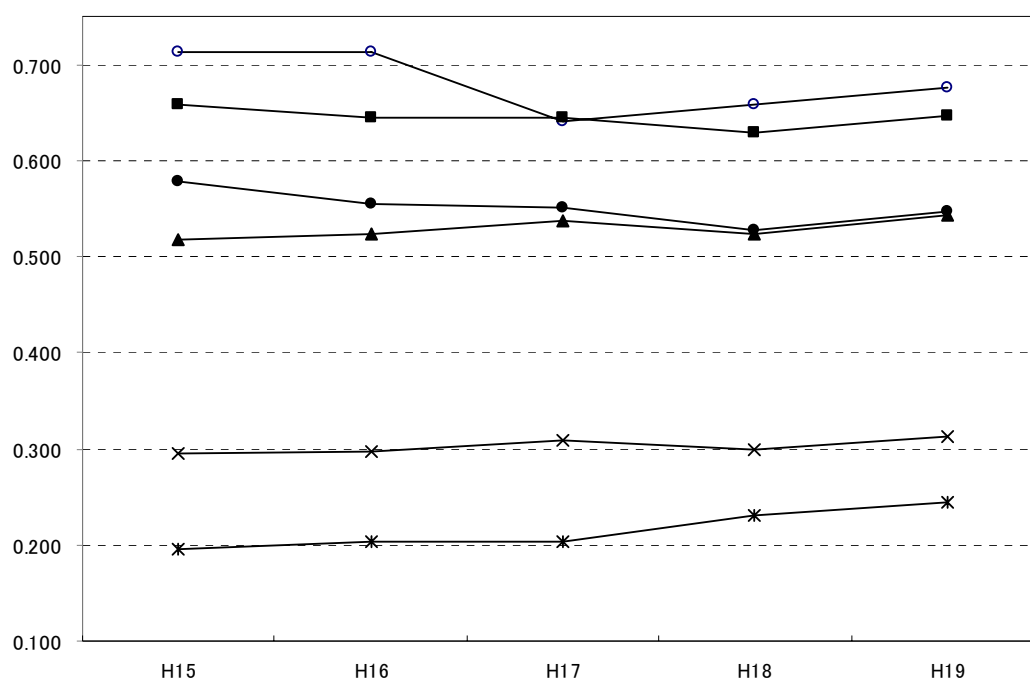
※職員数は、平成19年度定員管理調査（平成19年4月1日現在）における一般行政職員数
 ※数値は、各人口規模に含まれる団体の職種別職員数の単純平均値

イ 本縣市町村の財政運営の状況

財 政 力 指 数

財政力指数が小さいほど地方税などの自主財源の割合が低く、交付税への依存度が高いということになるが、下表をみると1万人未満の団体と1万人以上の団体との間に大きな差が現れている。(なお、5千人未満の団体が、H17からH18にかけて上向き傾向となっているが、これは、主に財政力指数の小さい小規模団体が合併を選択し規模の大きな団体となったことによるものである。)

人口規模	H15	H16	H17	H18	H19
10万人以上	0.713	0.713	0.641	0.658	0.675
5万人～10万人	0.659	0.644	0.644	0.629	0.647
3万人～5万人	0.578	0.555	0.550	0.528	0.548
1万人～3万人	0.518	0.523	0.538	0.523	0.542
5千人～1万人	0.295	0.298	0.308	0.299	0.313
5千人未満	0.195	0.203	0.204	0.232	0.244



○ 10万人以上 ■ 5万人～10万人 ● 3万人～5万人 ▲ 1万人～3万人 × 5千人～1万人 * 5千人未満

財政力指数

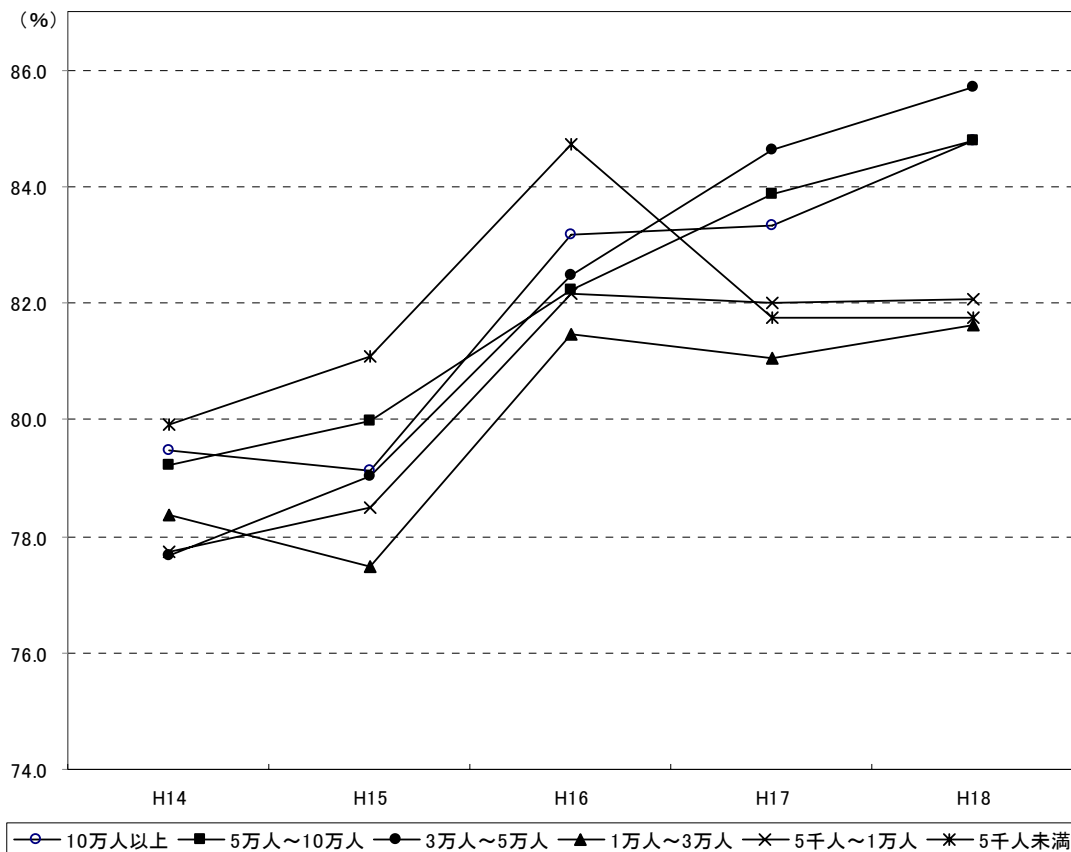
基準財政収入額（標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定した額）を、基準財政需要額（合理的、かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要を一定の方法で算定した額）で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数。

経常収支比率

経常収支比率が高くなると、緊急・臨時に必要となる事業や投資的経費などに充当できる財源の余裕が少なくなり、弾力的な財政運営は困難となる。全体として上昇傾向にあり財政の硬直化が懸念されている。(なお、H17及びH18における5千人未満の団体の数値が低くなっているのは、前述した財政力指数と同様、主に合併による影響である。)

(単位: %)

人口規模	H14	H15	H16	H17	H18
10万人以上	79.5	79.1	83.2	83.3	84.8
5万人～10万人	79.2	80.0	82.2	83.9	84.8
3万人～5万人	77.7	79.0	82.5	84.6	85.7
1万人～3万人	78.4	77.5	81.5	81.1	81.6
5千人～1万人	77.7	78.5	82.2	82.0	82.1
5千人未満	79.9	81.1	84.7	81.8	81.8



経常収支比率

決算ベースにおける経常一般財源（経常的に毎年収入される財源のうち、用途が特定されず自由に使える収入）総額に占める経常経費に充てた一般財源の割合。

財政構造の弾力性を測定する比率。

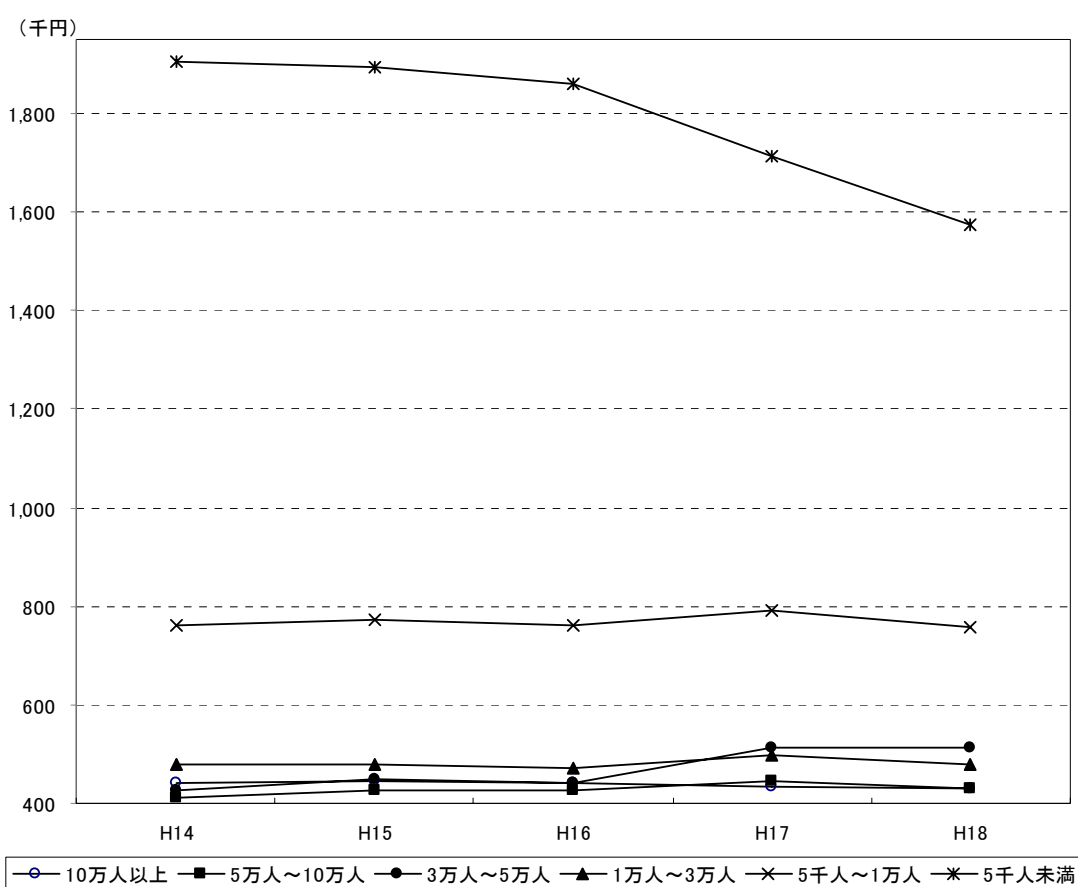
※市では80%、町村は75%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

住民一人当たり地方債残高

市町村が資金調達のために行なった借入金の残高を住民一人当りに換算すると、人口規模が1万人以上の団体では、それほど大きな差はみられないが、1万人未満の団体、特に5千人未満の団体では非常に高い水準となっている。

(単位:千円)

人口規模	H14	H15	H16	H17	H18
10万人以上	442.0	446.6	442.8	435.0	430.4
5万人～10万人	412.0	424.5	427.0	446.2	431.7
3万人～5万人	428.2	448.7	442.3	514.6	511.5
1万人～3万人	478.0	478.4	469.7	497.2	478.9
5千人～1万人	761.2	770.7	761.2	790.3	755.6
5千人未満	1,905.2	1,894.4	1,858.9	1,713.7	1,572.5



住民一人当たり地方債残高

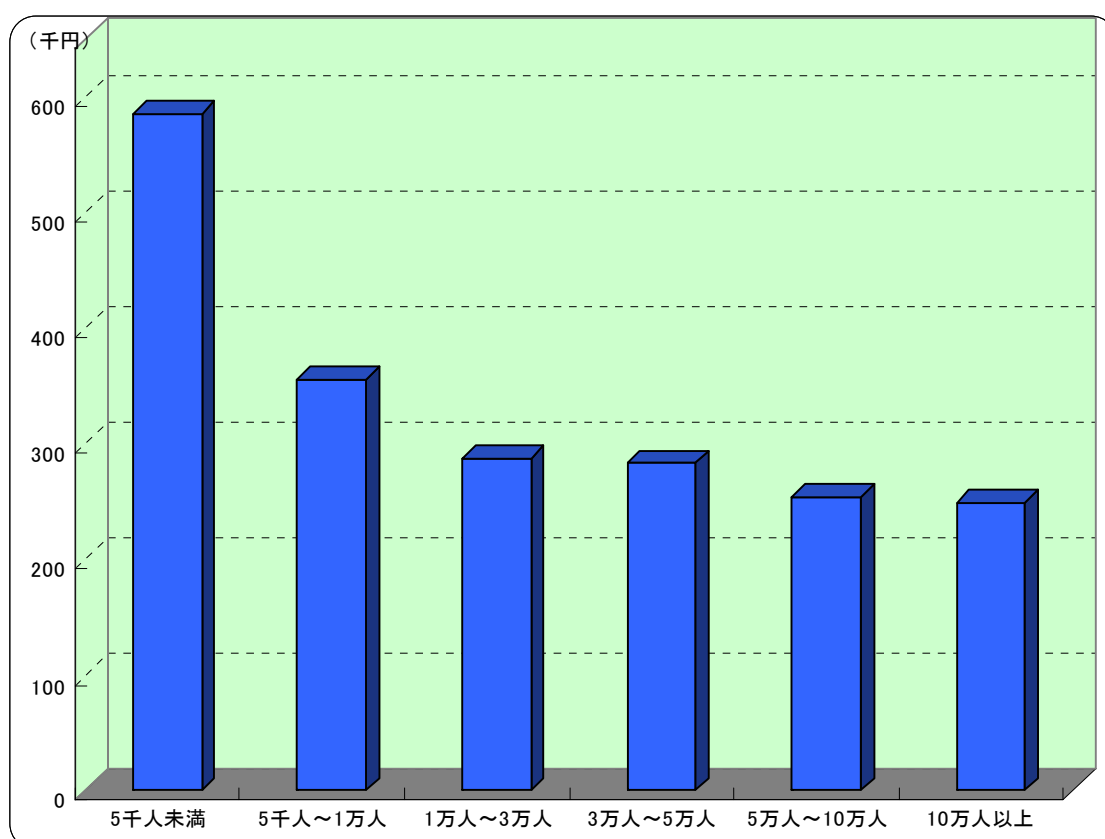
地方公共団体が資金調達のために行う長期借入金（借金）の残高を、住民一人当りに換算。

住民一人当りの消費的行政経費

消費的経費は、道路建設などの投資的な経費以外の行政経費で、人件費や扶助費、維持補修費など削減が困難な経費である。人口規模が1万人以上の団体では、それほど大きな差はみられないが、1万人未満の団体、特に5千人未満の団体では高い水準となっている。

(単位:千円)

人口規模	住民一人当り消費的行政経費
10万人以上	248.7
5万人～10万人	253.8
3万人～5万人	283.3
1万人～3万人	287.1
5千人～1万人	355.3
5千人未満	586.4



※消費的行政経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資及び出資金、貸付金、繰出金）は平成18年度「地方財政状況調査」による。

※数値は、各人口規模に含まれる団体の消費的行政経費の単純平均値。

Ⅱ 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項

1 県内における市町村合併の状況

市町村の合併の特例に関する法律（旧法）下においては、平成 15 年 9 月 1 日に千曲市が誕生して以来、平成 18 年 3 月末までの間に 18 の市町村が誕生した。またこの他には山口村が岐阜県中津川市と越県により合併した。これにより県内の市町村は、120（17 市 36 町 67 村）から 81（19 市 25 町 37 村）に再編された。

全国の状況と比較すると、全都道府県における減少率が 43.7%であるのに対し、本県は 32.5%と大きく下回り、また 1 万人未満の団体数は 43 と北海道に次いで 2 番目に多く、全国に占める割合は、平成 11 年 3 月末の 5.0%から 8.5%に増加している。特に 5 千人未満の団体数は 24 と県内市町村の約 3 割を占めている状況などを鑑みると、依然として小規模町村が数多く残り、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況にある。

<市町村合併の状況（市町村数の推移）>

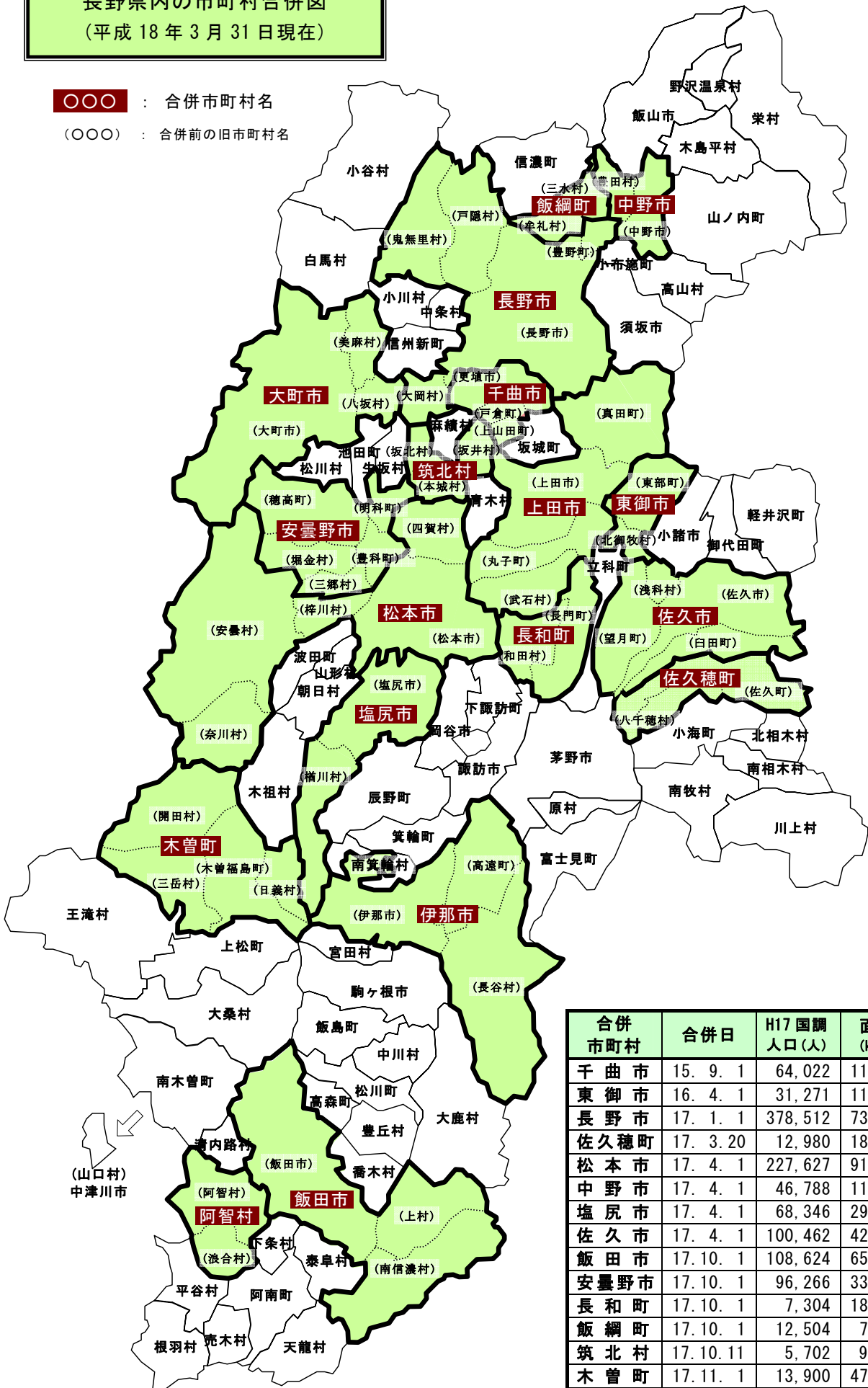
区 分	H11.3.31 (A)			H18.3.31 (B)			減 少 率 (B)/(A)
		1 万人未満			1 万人未満		
		全国に占める割合			全国に占める割合		
長野県	120	77	5.0%	81	43	8.5%	▲32.5%
全 国	3,232	1,537	—	1,821	504	—	▲43.7%

※平成 11 年 3 月 31 日の 1 万人未満の市町村数は、平成 7 年国勢調査人口による。

※全国状況は総務省資料による。

長野県内の市町村合併図
(平成 18 年 3 月 31 日現在)

○○○ : 合併市町村名
(○○○) : 合併前の旧市町村名



合併市町村	合併日	H17国調人口(人)	面積(k㎡)	備考
千曲市	15. 9. 1	64,022	119.84	新設
東御市	16. 4. 1	31,271	112.30	新設
長野市	17. 1. 1	378,512	730.83	編入
佐久穂町	17. 3. 20	12,980	188.13	新設
松本市	17. 4. 1	227,627	919.35	編入
中野市	17. 4. 1	46,788	112.06	新設
塩尻市	17. 4. 1	68,346	290.13	編入
佐久市	17. 4. 1	100,462	423.99	新設
飯田市	17.10. 1	108,624	658.76	編入
安曇野市	17.10. 1	96,266	331.82	新設
長和町	17.10. 1	7,304	183.95	新設
飯綱町	17.10. 1	12,504	75.31	新設
筑北村	17.10.11	5,702	99.5	新設
木曾町	17.11. 1	13,900	476.06	新設
大町市	18. 1. 1	32,145	564.99	編入
阿智村	18. 1. 1	6,771	170.31	編入
上田市	18. 3. 6	163,651	552.00	新設
伊那市	18. 3. 31	71,788	667.81	新設

区分	計	市	町	村
H11. 3. 31 市町村数	120	17	36	67
H18. 3. 31 市町村数	81	19	25	37

2 自主的な市町村合併の必要性

(1) 市町村の望ましい姿

市町村を取り巻く状況は、平成 12 年の地方分権一括法を契機として、さらには平成 19 年の地方分権改革推進法の施行により、地方分権の流れが加速しつつあり、多様化・複雑化し増大する行政需要に対応する質の高い専門的な行政サービスを将来にわたって安定的に提供できる体制づくりが求められている。

また、将来人口の推計では、人口の減少と 65 歳以上の老年人口の著しい増加が見込まれ、本格的な少子高齢社会の到来が現実のものとなっている。

市町村の結びつきの面では、通勤圏、通学圏など生活圏の拡大が見られ、市町村の区域を越えた広域的な行政需要が増加している。

さらに、市町村の行財政の状況は地方交付税等の削減や、職員の削減などから非常に厳しい行財政運営を迫られており、特に人口 1 万人未満の小規模町村ではその傾向が顕著である。

こうした現状、将来を見据えたときに、住民の暮らしに最も身近な自治体である市町村は、これらの変化に対応し、地域経営の主役として、地域課題に対し自ら考え、行動し、自らの責任のもとで、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上させ、個性豊かな魅力あふれる地域を創造していくことが求められている。

そのためには、新たな行政課題に対応できる職員体制の維持、専門性を備えた人材の確保・育成と将来的にも安定した財政運営の確保といった、いわゆる行財政基盤の強化が必要である。

さらに、これからの自治は「住民と行政との協働」が重要であることから、住民・コミュニティー・NPOなどの多様な主体による自主的・主体的な地域づくりのための活動を一層促進する必要がある。

(2) 市町村合併の必要性

市町村を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、また財政状況をはじめその厳しさを増している。特に人口 1 万人未満の小規模町村にとっては、地方分権の進展に対応すべき職員体制の維持、専門職員の配置の点で困難が伴い、将来的にも、人口の減少や高齢化の著しい進行により、より一段と厳しさを増すと見込まれる。さらに、5 千人未満の町村については、その傾向が顕著である。

これらの状況に対応するため、市町村は今後、自主的・自立的な地域経営の実施主体として、自己決定・自己責任の行政システムの確立や、多様な住民ニーズに対応し、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上していくための安定した行財政基盤を備える必要がある。また住民の日常生活圏が拡大し、既存の市町村区域を越えた広域的な行政需要に的確に対応する必要があり、これらの生活圏の一体性を基礎とした新たな地域づくりの展開が望まれる。

市町村合併は、これらの課題に対するための極めて有効な手段のひとつである。

また、合併を契機とした地域づくりとして、より一層、「住民と行政との協働」による取組が重要であり、合併という行政規模の拡大を契機としたコミュニティの推進や住民参加の実現に取り組むことが重要である。

県が平成 19 年 4 月に県内全市町村を対象に実施した「今後の行財政運営に関するアンケート調査」においても、28 市町村が「(将来を含め) 合併の必要性は感じている。」と回答しており、約 1/3 の市町村において合併の必要性が認識されているところである。

3 県の役割等に関する基本的な考え方

市町村を取り巻く環境が大きく変化しつつあるなか、基礎自治体である市町村は、持続的に必要な行政サービスを提供できるよう、行財政基盤の整備が強く求められている。住民の暮らしに最も身近な自治体である市町村が、地域経営の主演として、自己決定・自己責任により、個性豊かな魅力あふれる地域を形成していくことが重要である。

(1) 本県の状況

本県における市町村合併は、結果として、小規模町村が多数残るなど必ずしも市町村合併が十分進展したとは言い難い状況となっている。

(2) 県の基本姿勢

市町村は、自らの責任で主体的に政策を立案、実行できうる自立した地域経営の主体としての体制、基盤を有するものでなくてはならない。

市町村合併は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、持続的に自らの責任で地域経営を担っていくため、その行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである。

一方で、市町村は歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が多様であるとともに、合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に直接大きな影響を及ぼすことから、地域における十分な議論のもと、自主的・主体的に選択し決定すべきものであると考える。

このようなことから、中長期的な視点で将来を展望し、国の動向に注視しつつ、合併を含む将来のあり方について、地域における真剣な議論・検討が必要であり、県としてもそのための助言や情報提供等を積極的に行うとともに、地域の自主的な判断により合併を選択した市町村に対しては、最大限の支援を行う。

Ⅲ 構想対象市町村の組合せ

1 構想対象市町村の組合せに係る基本的考え方

(1) 構想策定に係る考え方

合併は将来にわたる地域のあり方をどうしていくかという重要な課題であることから、地域における十分な議論のもと、自主的、主体的に選択し決定すべきものとする。

従って、構想策定に当たっては、関係する市町村で合併に向けて合意形成がなされた上で、構想策定（構想対象市町村への位置づけ）の申入れを受けて策定するものとする。

(2) 組合せに係る考え方

このようなことから、関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされており、関係市町村の全部から申入れがあった場合に構想対象市町村として位置づける。

今後、申入れがあった地域について、構想対象市町村として段階的に追加する。

2 構想対象市町村の組合せ

次の地域について、構想対象市町村として位置づける。

○ 阿智村・清内路村

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
阿智村	6,771	170.31
清内路村	777	44.16
計	7,548	214.47

(注) 1 人口は、平成17年国勢調査による。

2 面積は、平成19年10月1日現在の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

IV 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

1 県の役割及び必要な措置についての考え方

- 県としては、合併新法下における更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援を行うほか、合併を選択した市町村に対し最大限の支援を行うなど、各地域の取組を積極的に支援する。

2 具体的な措置の内容

(1) 長野県市町村合併支援方針の策定

「長野県市町村合併支援方針」を策定（平成 20 年 2 月 22 日）し、県としての合併支援に対する基本的な姿勢と具体的な支援内容を明らかにし、体系立てて合併を支援する。

(2) 新長野県市町村合併支援本部の設置

知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」を中心に、現地機関（地方事務所単位）には「市町村合併地域支援本部」を設置（平成 20 年 2 月 22 日）し、全庁的に合併に向けた取組を支援する。

(3) 新長野県市町村合併支援プランによる支援

「新長野県市町村合併支援プラン」を策定（平成 20 年 3 月 28 日）し、以下の項目別に、合併に向けた取組の各段階に応じ県として積極的に支援する。

- 市町村等への助言・情報提供
- 合併構想への位置づけ
- 合併市町村基本計画の作成支援等
- 人的支援
- 行財政に関する支援
- 施策分野別支援